令和7年度　空き店舗活性支援事業

開業者募集！

豊島区内の空き店舗を使って開業してみませんか？

４つのサポートで皆さまの開業を応援します

1. 店舗賃借料を補助します（最大）月額**7**万円/**24**か月
2. 店舗整備費を補助します（最大）**200**万円
3. コーディネーターが**開業前からサポート**します
4. ビジサポ相談員が**経営全般をサポート**します

募集期間	令和7年 5月12日(月)　～　6月13日(金)

補助対象事業	一般消費者に対して商品やサービスが常に提供可能な店舗を新たに開業する事業であり、令和８年3月31日までに工事・開店・支払いのすべてが完了する事業であること。
補助対象者	中小企業基本法第２条に規定する中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと（個人事業主も対象）
空き店舗の要件	以下のすべてを満たす物件 ・事業活動が行われていない状態が3か月以上継続している豊島区内の物件 ・ショッピングセンターや大型商業施設内のテナント型店舗でない物件 ・賃貸物件の場合は、令和7年4月1日以降に賃貸借契約を締結したものであること ・開業後3年間、取り壊し等の計画がされていない物件

事業スケジュール

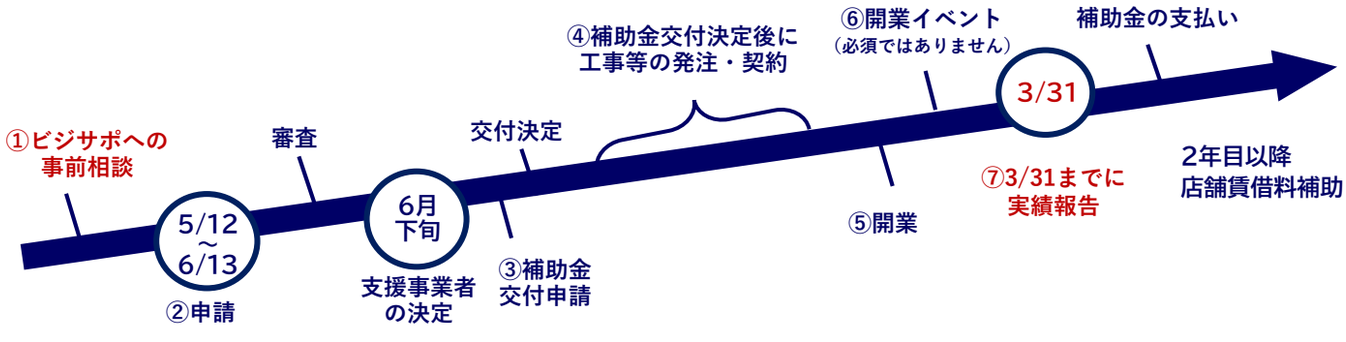

【注意】申請前に必ず、区HPの募集要領を確認してください。

補助内容

	店舗整備費補助	店舗賃借料補助	
		一般型	商店会型＊
補助対象経費	交付決定を受けた事業の事業計画に基づいて実施する、空き店舗の内外装工事等の費用であって、次に掲げるもの。 ①店舗改修費（設計費、施工費、人件費、施工材料、部材・部品等の調達費および運搬費等） ②汎用性・換金性が低く交付決定を受けた事業に直接必要な備品購入費（単価 税抜3万円以上）	交付決定を受けた事業を実施する拠点の賃借料 ※共益費、管理費、更新料、敷金、礼金、その他賃借料以外の経費は除外 ※自己または三親等以内の親族が所有する物件に対する賃借料は対象外	
補助対象期間	交付決定日以降に契約を締結した工事等であり、令和8年3月31日までに支払および設置等が完了したもの	空き店舗の賃貸借契約日の属する月の翌月（以下、「補助開始月」という。）から24か月以内	
補助限度額	200万円	①補助開始月から12月目まで	
		月額5万円	月額7万円
		②13月目から24月目まで	
		月額3万円	月額5万円
補助率	補助対象経費の3分の2以内の金額（税抜。千円未満の端数は切り捨て）	補助対象経費の2分の1以内の金額（税抜。千円未満の端数は切り捨て）	

＊商店会型は、開業（予定）地の商店会の活動に協力できる開業者

無料 コーディネーターによるサポート

地域特性の助言、工事関係、集客方法など開業前から開業後までの困りごとをサポートします。
※申請前から相談できます。※相談を希望する方は以下担当までお電話ください。

【問い合わせ】豊島区 産業観光部 産業振興課 商工政策グループ　電話：03-4566-2747

コーディネーター	会社名	得意分野	得意地域
足立　知則	㈱東長崎ぐらし	不動産、建築全般	東長崎
日神山　晃一	㈱シーナタウン	店舗企画、設計、リノベーション、運営	西池袋・椎名町

※コーディネーターは物件探しを行いません。物件情報は以下サイトよりご確認ください。

TOKYO商店街空き店舗ナビ

東京都企業立地相談センター

無料 としまビジネスサポートセンターによる相談

開業者の課題にあわせて、専門相談員による面談等のサポートを無料で行います。
※申請前に事業計画書等の事前確認が必要です。電話予約のうえ、窓口にお越しください。

としまビジネスサポートセンター

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1　豊島区役所７階
TEL：03-5992-7022（平日9:30～16:30）

問い合わせ・申込

事業について(募集要領・申請書様式など)、詳しくは豊島区HPをご覧ください。

区ホームページはこちらから

豊島区HP＞まちづくり・環境・産業＞産業
＞企業支援・経営支援・としまビジネスサポートセンター
https://www.city.toshima.lg.jp/122/machizukuri/sangyo/kigyo/2404021116.html

豊島区産業観光部産業振興課商工政策グループ
〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1　豊島区庁舎7F
電話：03-4566-2747（平日8:30～17:15）
メール：A0029099@city.toshima.lg.jp